

ヘルパーステーション 創 春 指定訪問介護事業

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 医療法人 富士たちばなクリニックが開設するヘルパーステーション 創春（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は、介護職員初任者研修課程修了者が、要介護者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者の尊厳を守り可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助をいう。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な関係を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

名 称・・・ヘルパーステーション 創春

所在地・・・前橋市富士見町原之郷975番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者・・・・・・・・・・1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を、一元的に行う。介護にあたるべき訪問介護員が急遽その業務が不可能となった場合、まれに訪問介護の提供にあたることもある。

2. サービス提供責任者・・・2名以上

訪問介護計画の作成・利用の申し込みに係わる調整・サービス担当者会議への出席等により居宅介護支援事業者等と連携を図る・訪問介護員の業務の実施状況を把握・訪問介護員等に対する研修、技術指導を実施・その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。

3. 訪問介護員・・・・・・常勤換算方法により2.5名以上（介護福祉士、初任者研修課程修了者）
居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう訪問介護を提供する。

（営業及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から日曜日までとする。（祭日営業）但し12月30日から1月3日迄を除く
2. 営業時間 午前8時30分より午後5時30分までとする。
（サービス提供可能時間 午前7時より午後7時 ）

（訪問介護の内容）.

第6条 指定訪問介護の内容は次の通りとする.

- 1.身体介護
- 2.身体・生活
- 3.生活援助

（利用料金）

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料金は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときはその1割の額とする。（一定以上所得のある方は2割又は3割）

2. 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、次の額とする。

イ 事業所から片道40キロメートル以上の場合は10キロメートル毎に200円とする。

3. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることにする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、前橋市、渋川市とする。

（緊急時における対応方法）

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医に連絡する等の措置を講ずると共に管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止・身体拘束等の適正化のための措置)

第10条 事業所は、利用者の虐待防止・身体拘束等の適正化の為、次の措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止・身体拘束等の適正化に関する責任者を選定する。
2. 虐待の防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
3. 従業者への虐待の防止・身体拘束等の適正化に関する研修を定期的実施する。
4. 虐待の防止のための指針を整備する。
5. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

- 第11条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
 3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(衛生管理等)

第12条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務態勢を整備する。

- | | |
|----------|----------|
| イ. 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| ロ. 継続研修 | 年2回以上 |

2. 職員は業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人 富士たちばなクリニック理事長と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 16 年 1 月 19 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 1 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 4 年 4 月 16 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する